

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	1
支出年月日	平成 30年 4月 17 日
支出項目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
平成30年4月17日	
<h1 style="font-size: 2em;">領 収 書</h1> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 10px;">中島 かつおり 様</p> <p style="margin-top: 10px;">以下のとおり領収しました。</p> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 10px;">¥ 5,000 円</p> <p style="margin-top: 10px;">但し、「第13回 地方議員特別セミナー」参加費として</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 地方自治 学習会 会長 成瀬多可子 </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	5000円
その他	研修参加費

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	2
支出年月日	平成 30年 4月 17日
支出項目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)

領 収 書 中島 がおり 様

Receipt
領収年月日 2018.-4.16
金額 ¥9,360 (消費税等込み)
(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(40053 4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
さくら風川駅
さくら風川駅F1発行

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

特 急 券

敦 賀 → 大 阪

4月17日 (22:04発) (23:28着)
サンダーハード48号 3号車 8番A座
¥2,350

30-4.17敦賀駅F1 (4-)

支出内容 (按分の計算方法)	9360円 + 2350円 = 11710円
その他	研修参加交通費

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

第13回 地方議員特別セミナーin敦賀

政策立案力！条例の作り方と先進事例特集！

2018年4月17日(火) 13:30~17:00

場 所：敦賀駅オルパーク2階【敦賀駅直結】 福井県敦賀市鉄輪町1丁目1-19

参加費：5,000円 終了後講師との意見交換会あり（別途6,000円）

今こそ、政策立案力！（70分）
「手話言語条例の制定から学ぶ政策立案力！」

中瀬古初美・三重県議会議員



市役所が賑わいの拠点！（30分）
「新市役所を拠点とした賑わいの場所づくり事例」

清水隆弘・いなべ市議会議員

全国初！人と犬との防災訓練（30分）
「新しい防災訓練のあり方と取り組み事例」

成川正幸・黒部市議会議員



市民と一緒に予算審査する議会（30分）
「市民の声を市政に反映する新しい議会報告会の事例」

大野慎治・岩倉市議会議員

2-2

お問い合わせ・参加申込

主催：地方自治学習会 事務局 前川和治・敦賀市議会議員

TEL: [REDACTED] メール: [REDACTED]
申込方法：FAX（裏面に申込書あり）またはメール・お電話にてお申し込みください。

2018年4月17日(火)開催

第13回

地方議員特別セミナーin敦賀市 FAX申込書

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

お申込み方法(1) 下記フォームに記入の上、FAX送信してください。

FAX No. 0770-24-0100 番号お間違えの無いようご注意ください

第13回 地方議員特別セミナーin敦賀市に参加します。

氏 名

所属議会

携帯番号

懇親会(○をつけてください)

・参加する

・参加しない

電話、メールでも申込みは可能です。

お申込み方法(2) メールで「地方自治学習会」に参加希望の旨送信ください。

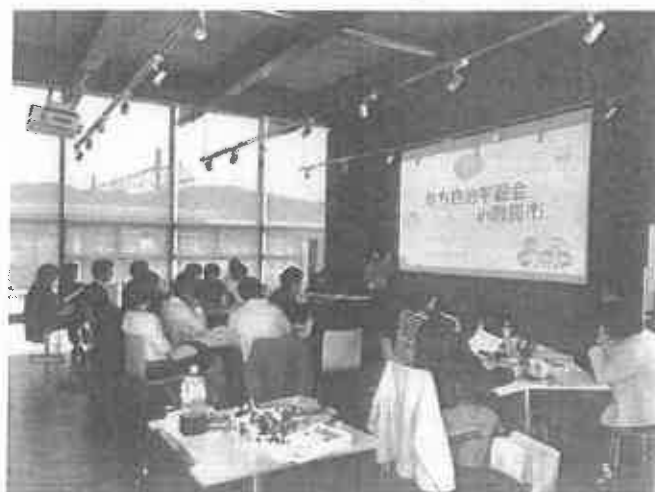
アドレス 

お申込み方法(3)  地方自治学習会 事務局(前川)までお電話ください。

2-3

セミナー主催の「地方自治学習会」について
地方自治学習会は、地方議会の活性化を目指す自治体議員有志で構成され、年齢、所属政党を問わないグループです。

これまで数十回のセミナーを開催しています。



第13回 地方議員特別セミナーin 敦賀市

～先進事例から学ぶ政策立案力と、条例の作り方、活かし方講座～

本日の次第

13:30～ 主催者挨拶

13:35～ 参加者のご紹介

13:40～14:50(70分)

中瀬古初美・三重県議会議員 「手話言語条例の制定から学ぶ政策立案力」

～休憩15分～

15:05～15:35(30分)

清水隆弘・いなべ市議会議員 「新市役所を拠点とした賑わいの場所づくり事例」

～休憩10分～

15:45～16:15(30分)

成川正幸・黒部市議会議員 「新しい防災訓練の取り組み事例」

～休憩～10分～

16:25～16:55(30分)

大野慎治・岩倉市議会議員 「市民の声を市政に反映する新しい議会報告会の事例」

16:55～おわりの挨拶

17時終了予定

参加者への連絡事項

- 携帯電話はマナーモードにしましょう。
- 発言は簡潔にわかりやすくしましょう。
- 休憩中は名刺交換などいかがでしょう。



OFF



懇親会の会場案内

食事処 建(たけし)

敦賀駅から徒歩2分

敦賀駅を背にして右側のアーケードを
歩くと右手にお店があります。

にぎわいの森

～若者に選ばれるまちづくり～

平成30年4月

新庁舎と一体整備するにぎわいの森
(平成31年春オープンを予定)



にぎわいの森には、5つの店舗が点在しまう。



2-6

にぎわいの森イメージ

にぎわいの森の役割

いなべ市の課題

当市でも、全国的に課題となっている人口減少・少子高齢化社会を迎えています。特に将来を担う若者に選ばれ、誇りを持って住み続けたいと思えるような、魅力的なまちづくりが必要です。

市民のニーズ

- 若者にとって魅力的なまちになって欲しい
- レストラン、カフェが欲しい
- 働く場や起業のチャンスが欲しい

いなべ市地方創生総合戦略策定にかかる市民調査（H27.6）

新庁舎建設に合わせ、まちづくりの拠点となる
「にぎわいの森」を整備

I (P3) 賑わいの創出

- 地元産品の利用
- 地域への人の回遊
- 人・物・情報の集積
- まちへの期待感
- 外部から評価

II (P5) まちへの注目度・愛着度アップ

- 誇りの醸成
- まちづくりへの参画
- 資源の磨き上げ
- まちのブランド化
- 交流の促進

III (P7) 若者に選ばれるまち

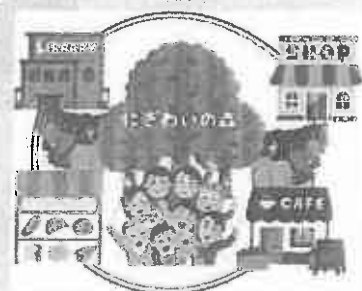
- 起業・創業
- 空き物件の活用
- 地域の賑わい
- 新しい価値の創造
- 人を惹き付ける

IV (P9) 若者の定住

- 子どもが増える
- 農商工の担い手確保
- 自治会活動の継続
- 新たな繋がり

V (P9) 持続可能な地域へ

- まちの存続
- 文化の伝承
- 新たな賑わいの創出



にぎわいの森は、店舗やイベントを楽しむだけでなく、訪れた人が、いなべの農、食、自然、人などの魅力と出会う場です。若者が可能性を見出し、生業（なりわい）をおこし定住する。その後押しを、行政と民間が一緒になってすすめる、まちづくりの拠点です。

I 賑わいの創出

賑わいが創出されると・・・

- 地元産品が利活用されます。
- 地域への人の回遊が始まります。
- 人・物・情報が集まります。
- まちへの期待感が膨らみます。
- 外部から評価が高まります。

店舗による産品利活用の例

H29.3.31に開催した、いなべの農と食の風景。フチテイによる、いなべ産品を活用した料理が並んだ。愛情込めて育てた野菜が、新たな価値を生み食卓へ。

<産品提供>
八風農園
安田ファミリー農園
松葉ピッグファーム
いっちゃんたまご



H29.9.29に開催した、にぎわいの森交流会。こちらにも、フチテイが腕を振るった。

<産品提供>
いなべ牛肥育農家
秀真ふるさと農園
いなべKyファーム
スマートファーム
いっちゃんたまご
藤田椎茸園
安田ファミリー農園
森明夫さん

地域への回遊

にぎわいの森がまちの入口となり、各地への回遊が始まる。

隣接する阿下喜では、昭和レトロな街並みを楽しみながら、昔懐かしい店舗や、若者が新たに起した店舗を巡り、その魅力に触れる。



にぎわいの森には、各地の見所・魅力の情報を集積。にぎわいの森はハブ空港のように、都市部からの人の流れを市内各地へと誘う。

点在する資源を、横断的に結びつけ、誘客を促し、経済的な効果を全域に波及させる。



サイクルツーリズム、グリーン・ツーリズム、アウトドアイベント等、各事業と横断的連携し、回遊を加速させる。



Ⅱ まちへの注目度・愛着度のアップ

注目度・愛着度が
アップすると・・・

- まちへの誇りが醸成されます。
- まちづくりへ参画する人が増えます。
- 資源の見直しや、磨き上げが始まります。
- まちがブランド化されていきます。
- 交流が生まれます。

興味関心から参画へ

賑わいのもたらすワクワク感に触れ、
まちに興味を持つ事が全ての始まり。
にぎわいの森は出会いの場のひとつ
として役割を担う。

市内外から、いろいろ人が集まり、夢
を語り合う。そういう場所が新たな何
かを生み出していく。
(H29.8.19いなべと僕の作戦会議)



にぎわいの森の店舗やシビックコア
等で、いなべ産品や人材を活かした
ワークショップを開催する。誰かが
企画を立てたなら、やってみる。そ
んなワクワクするスペースを実現。
人や企業が惹き寄せられる。

写真左上2枚

H29.6.24 里山の初夏～やさしい
梅仕事～(無印良品との連携)

写真左下

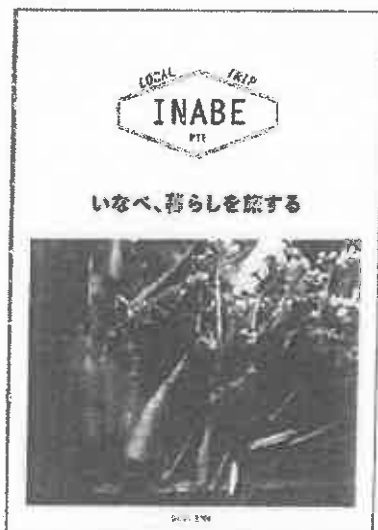
H29.11.3 いなべアンブラグド
(スピーカー作り)

まちのブランド化

人々のまちづくりへの参画は、地域資源を掘り起こし、磨き上げる。これがいなべらしさのあるブランドイメージを造り上げていく。

にぎわいの森では、こうしたイメージを活かした商品や企画を作り、外部への発信を積極的に行う。

市のまちづくりの理念
「グリーンクリエイティブいなべ」



いなべでの暮らし、そのものにも魅力が溢れている。

左
ガイドブック「いなべ、暮らしを旅する」

右
ウェブマガジンコロカル掲載記事

オールいなべで情報発信を行う事で、効果的にメディアへ売込みが可能となる。日々、情報が集約されているというのも強み。

- H27.8.16 朝日新聞 (全段掲載)
- H28.2.25 中日新聞 (半段掲載)
- H28.2.26 朝日新聞 (全段掲載)



Ⅲ 若者に選ばれるまち

若者に選ばれるまち
になると・・・

- 若者による起業・創業が起こります。
- 空き物件が活用されます。
- 地域の賑わいが創出されます。
- 新しい価値が創造されます。
- 新たな人が惹き付けられます。

若者による起業・創業

起業・創業の場を求める人に、いなべの魅力や可能性を示し、ニーズに合わせた情報を提供する。



にぎわいの森にほど近い阿下喜地区には新たな出店が続き、賑わいが生まれている。

- H27.6 暮らしのシューレ
- H28.11 上木（あげき）食堂
- H29.7 桐林館阿下喜美術室
- H29.11 岩田商店



新たな価値の創出

若者のチャレンジを後押しできるよう、にぎわいの森店舗とも連携し、テストマーケティングの機会を用意し、継続可能な事業となるようサポートする。

フードイクタが経営する「ナゴヤ キッチンエピオ」で店頭PR・販売



平成29年10月に名古屋笹島でオープンしたグローバルゲート。フードイクタが隣接するカフェでは、全ていなべの木材で作った什器が利用されている。今ある資源から生まれた新しい価値の実例。



フードイクタでは、Sweets Lab #1090（員弁町上笠田）の商品が販売されている。新たな商品開発や販売も期待される。



Ⅳ 若者の定住

若者が定住すると・・・

- まちの将来を支える子どもが増えます。
- 農商工の担い手が確保できます。
- 自治会活動の継続できます。
- まちに主体的に関わる若者により、新たな繋がりが生まれます。

Ⅴ 持続可能な地域へ

地域が守られると・・・

- 活力ある“いなべ”が存続していきます。
- 文化が伝承されます。
- 新たな賑わいが創出されます。

若者に選ばれるまちへ

にぎわいの森は、店舗やイベントを楽しむだけでなく、訪れた人が、いなべの農、食、自然、人などの魅力と出会う場です。訪れた若者が、まちに可能性を見出し、生業（なりわい）をおこし定住する。その後押しを、官民が連携ですすめる、まちづくりの拠点です。



にぎわいの森

店舗紹介

I FUCHITEI (フチテイ) [名古屋市天白区] にぎわいの森店舗紹介



ふち たかはる
オーナー 泓 昂温

「これからの子ども達に
何が残せるかを考えて仕事をしています」



【オーナーの声】

仕入れる素材は全て、自分で見て納得した安全なもの。一料理人として、これからの子供達に何が残せるかを考えて仕事をしています。

東京や大阪では、フランス惣菜を家庭で食べる需要も増えています。そういったものを全国販売を視野に入れ展開したいです。

【事業計画】

- ・いなべ産豚肉や野菜などを使用した加工品(ハム、ソーセージ、パテやテリーヌなど)の生産拠点の開発
- ・「いなべブランド」商品として店頭販売や、全国での販売。

【フチテイについて】

フレンチの基礎をパリで修業したシェフによる、超人気ビストロ「FUCHITEI」。料理に対する真摯な姿勢、素材へのこだわりは、舌の肥えた大人の上客を満足させる。高級レストランの品質を持ちながら、カジュアルに本物の味が楽しめるということでリピーター、紹介客が多い。以前からいなべ市藤原町産の野菜も使用している。

【オーナー情報】

- ・リーガロイヤルホテル(大阪、成田)でシェフとして勤める
- ・平成7年渡仏 フランスで修業
- ・平成11年 名古屋マ・メゾン(メニュー開発担当)
- ・平成15年渡仏 ホテル、レストランでシェフとして勤める
- ・平成18年 フチテイを開業

かのう よしひろ
オーナー 狩野 義浩



「地域の方がいなべに住んでよかったと思えるような場所にしていきたい」



【オーナーの声】

近所のお客さんにパンを買ってもらって、毎日来てもらえるような店づくりをしています。同じような気持ちを持った方々が出店されますので、皆さんと協力して、にぎわいの森に行けば何かがあるのではないかと、地域の方々がいなべに住んでいて良かったと思えるような場所にしていきたいです。継続していく事も大事なので、最終的には地域の方が力を出し合ってやっていけるような、そんな店作りをしていきたいです。

【事業計画】

- ・パンの製造、販売
- ・いなべの食材を使用した、フレッシュ感のある店舗限定商品等の開発

【プーフレカンテについて】

名古屋地区のおいしいパン屋特集では必ず紹介されるほどの超人気店。大型商業施設からの出店要請も絶えることが無いが、品質に対してのこだわりが強いオーナーの方針により、全て断っている。現在の店舗は立地条件は決して良くなく、また店舗面積も広くないが、客足は絶えることなく、人気商品は1種類で1日400個以上を売上げる。また同じパン業界の職人が声を揃えて、その品質の高さを評価している。

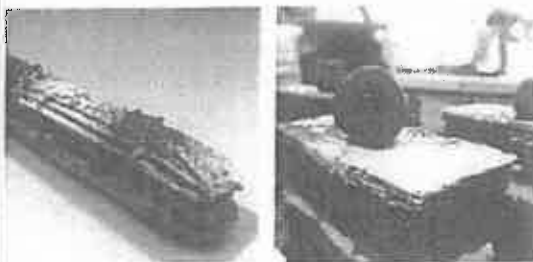
【オーナー情報】

- ・調理師専門学校でフランス料理を学ぶ
- ・フランスでパンの神様と呼ばれるフィリップ・ビゴ氏に師事しパンを学ぶ。
- ・平成12年にプーフレカンテを開業
- ・人気の食パン「パンドミ」は予約1ヶ月待ち

はっとり ゆきひろ
オーナー 服部 勸央

「フランス菓子は地元で採れたものを最大限活かすもの。

いなべの食材は非常に魅力的。」



【オーナーの声】

お菓子屋さんには他にもたくさんあるので、その店舗とは違う形で表現したいと思っています。フランス菓子は地元で採れたものを最大限活かすもの。いなべの食材は非常に魅力的なので、それを使って三重県にはなかなか無いお菓子を作っていきたい。ぜひ、地元の皆さんと一緒にお店作りをしていきたいと思っています。

【事業計画】

- ・都会では出来ない食材(食財)の良さを感じられる業態開発
- ・伊勢丹、梅田阪急等の全国の厳選チャンネルでの、いなべの食材使用の「いなべブランド」新商品の販売
- ・定着、発展できる人材(人財)づくり

【店舗概要】

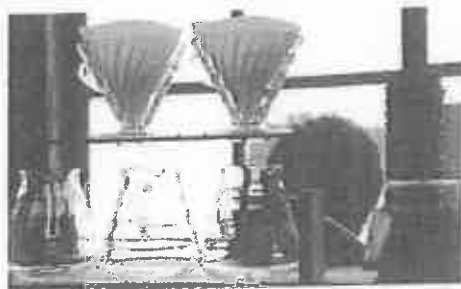
大阪の超人気パティスリー。百貨店「阪急うめだ」の催事や、日本の消費トレンドを常に先取りする「伊勢丹 新宿店」の催事でも常に上位の売上を誇る。来店者は関西の他日本全国から訪れる。関係企業、施設から出店要請のオファーが多くあるが、「名前貸し」で事業を拡げるのではなく、「作り手」としてのスタンスを重視し、高品質な商品とそれを維持向上出来得る人材(人財)づくりに注力している。

【オーナー情報】

- ・大阪、名古屋、東京のカフェやパティスリーで修行
- ・平成21年パティスリーラヴィルリエを開業
- ・百貨店「阪急うめだ」でスイーツ業態過去最高売上達成
- ・「伊勢丹新宿店」催事でスイーツ業態トップ3
- ・過去に食べログ全国1位を記録

オーナー ^{いちご} 市古 ^{つぐと} 嗣斗

「料理だけでなく、皆を繋ぐ役割を担えたら」



【オーナーの声】

にぎわいの森は、楽器の音が似合うようなイメージの場所。その空間を演出できれば良いと思っています。カフェですが料理にこだわる訳だけでなく、皆さんを“繋ぐ”ような役割を担えればよいと考えています。

【事業計画】

- ・店内焙煎のいなべスペシャルブレンドのコーヒーと軽食の提供
- ・イベント及び交流スペースの企画、運営(映画上映やライブイベントなどエンターテイメント性を持たせ若者による新しい文化の交流拠点)

【店舗概要】

幸田町と名古屋でcafeRobを展開。若手オーナーが、カジュアルなオシャレ感を出しながら、それぞれ違う特徴を持つ店舗展開。安全でおいしいものというクオリティーの高さも維持し、特に20代～40代の若年カフェ好きの層に支持されている。東海地区のカフェ紹介の雑誌、書籍等には必ず紹介される人気店。

【オーナー情報】

- ・多様な業態を経営
- ・他業種との連携を得意とする
- ・年齢が若いため、起業・創業を目指す若者のモデルとなる

いくた しけのぶ
オーナー 生田 繁信

「いなべに根付いた小さなお店で、
こだわりの商品を展開したい」



【オーナーの声】

スーパーマーケットの業態ですが、地元^{いなべ}に根付いた小さなお店をやりたいと考えています。できるかぎり全国のネットワークを使って物流を行い、同時にいろんな生産物を使って、第二次、第三次の加工品を作っていけたらいいなと思っています。地元のみなさんもどんどん商品を提案していただいて、将来的にはいなべブランドとして新しいものを作っていけたら、そういうお手伝いをできたらいいなと思っています。

【事業計画】

- ・地元の厳選された生鮮食品や、無農薬自家栽培の野菜等をはじめ市産品をマルシェ形式で販売予定。
- ・食料雑貨、調味料等は近隣店舗にない商品ラインナップとすることで来店動機を高める。

【店舗概要】

碧南市に本社を置き、名古屋市中区ではセレクトフードブティック「ナゴヤキッチンエビオ」を展開する。こだわりの品揃えと品質の高さで、高付加価値型のコストパフォーマンスを実践し、驚きの客単価を持つ小売業界では注目の企業いなべでは、新たな農産品の掘り起こしと、新しい視点での高付加価値化を目指す業態開発に挑戦する。

【フードイクタについて】

- ・名古屋市中区丸の内セレクトフードブティック「ナゴヤキッチンエビオ」を経営
- ・H29年10月 ナゴヤグローバルゲート内に「ナゴヤキッチンエビオ」を出店

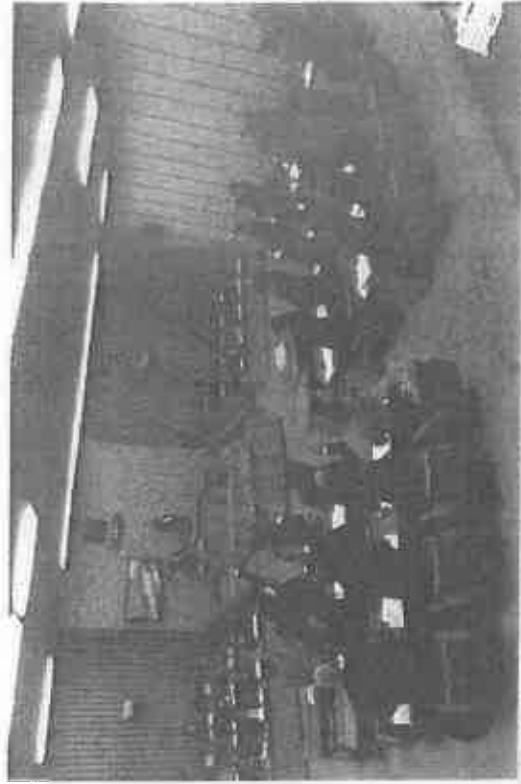
手話言語条例の制定から 学ぶ政策立案力

第13回地方議員特別セミナー in 敦賀
2018年4月17日 敦賀駅前ルパーク

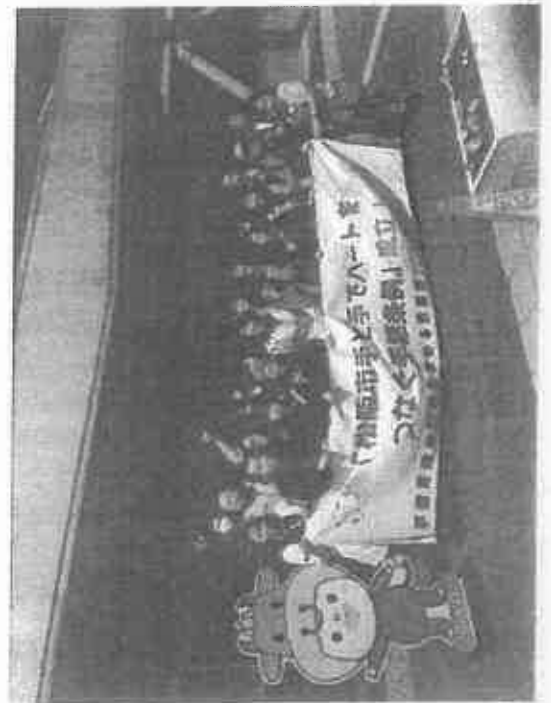


三重県議会議員 中瀬古 初美

満場一致で条例可決



みんなでポーズ

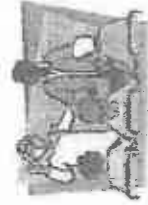


本格的に条例制定が動き出した！

松阪市ろうお福祉協会との意見交換会で
正式に手話条例制定を表明

(写真はありますが・・・)
2013年(平成25年)10月15日

松阪市長との意見交換会



日時 2013年10月15日(水) 午13時00分～14時
場所 松阪市福祉会館

みんなが一緒に議論しました！



ワーキングでの協議

- ・ 当事者団体から条例案の提示
- ・ 条例の考え方について、当事者団体と松阪市との間で議論を行った
- ・ 当事者団体は、全ての施策を条例に盛り込みたいという思い



・ 松阪市は、全ての施策を条例に盛り込むのではなく、別の機関を設けて、施策のチェック機能も含めた取り組みを随時行っていく方針を提示

繰り返しの議論の中で

条例がゴールではなくスタート
という認識を共有

- ・ 全員で、必要な施策、実現したい施策など出し合った
- ・ 出し合った31の施策等を大きく4つのカテゴリに分類し、それぞれの施策を包括した条文を作成（ワーキングシート）
- ・ 具体的施策を条例に入れなくても、施策を実現するため、チェック機能も含めた取り組みを

条文と具体的な施策例

（施策の策定及び推進）

第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

（1）手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

（具体的施策例）

- ・ 市民手話講座の開催
- ・ 幼小中学校の総合学習の場で、手話や聴覚障害について学ぶ機会を設ける

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

- 第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。
- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(具体的施策例)

- ・ 地域・行政・企業への啓発（聴覚障害について、手話通訳制度、手話通訳委嘱制度、相談窓口等）

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

- (4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策

(具体的施策例)

- ・ 設置通訳者、登録通訳者の研修や健康管理
- ・ 奉仕員養成講座から通訳養成講座へとつなげていく継続的な支援

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(具体的施策例)

- ・ 事業所等で職員研修のために手話講座を開く場合は市から補助を出す
- ・ 市役所の職員研修に手話学習をいれる。

条例の名称

- ・ 手話条例、手話言語条例ではなく、もつと心のこもった名称を
- ・ ワーキングのメンバーで案を考えた。
- ・ 最終的に3案
 1. ハートつながる手話条例
 2. みんなのころつながる手話条例
 3. 手と手でハートをつなぐ手話条例
- ・ アンケートの実施
 - 松阪駅、市役所玄関、イベントなどで1,173名に選んでいただいた

2014年（平成26年）4月1日

『松阪市手と手でハートを つなぐ手話条例』スタート!!

条例施行に伴う取組 2014（平成26）年度

- ・ 設置通訳者を3人に（1人増員）
- ・ 手話推進マネージャーと手話普及担当（ろう者・新規採用）を配置
- ・ 職員への手話講座の実施
- ・ 市民向け出前講座の実施
- ・ 市民手話講演会の開催
- ・ 手話を学ぶ市民講座の開催（全6回）

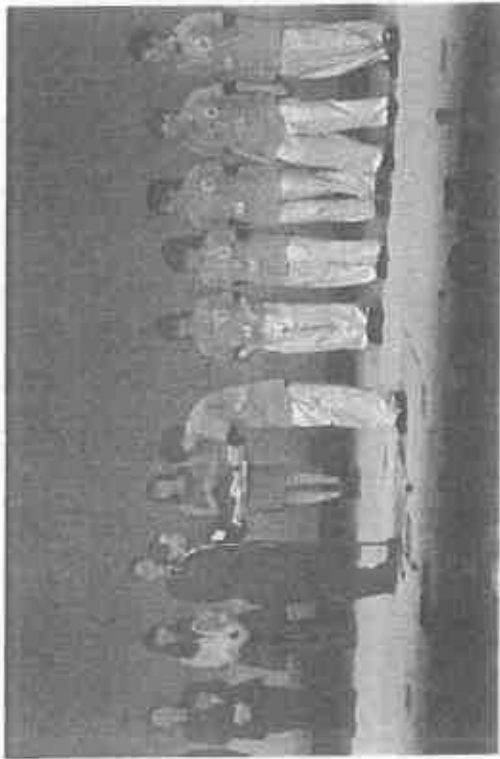
手話施策推進会議

- ・ 条例に基づき施策を推進するために、関係者により協議
- ・ 平成26年8月に発足、1～2ヶ月に1回のペースで会議を開催
- ・ 委員には、聴覚障がい者、手話通訳者、学識経験者、市の関係部署（障がい者支援、教育、商工、人権等）から選出

2014年11月手話ダンス甲子園に
松阪市の高校（Team MTSK）が出場！



3位入賞おめでとう!



「松阪市手と手でハートつなぐ手話条例」
シンボルマーク



一人ひとりの方々が手話を通してハートを通じあい、当たり前の幸せを感じられるような社会の実現を目指していきたいです。
これからも皆さん一精になって、痛みと幸せに寄り添い、頑張っていきましょう!!



1. はじめに (三重県手話言語条例とは?)

◎三重県議会で作った三重県手話言語条例の自身

目的

「手話が宝である」との認識に基づき、手話に関する施策を推進することで、共生社会の実現を図るとともに、ろう者が活躍できる社会の実現に寄与

基本理念

共生社会の実現に当たっての手話に関する基本理念を明らかにしています。

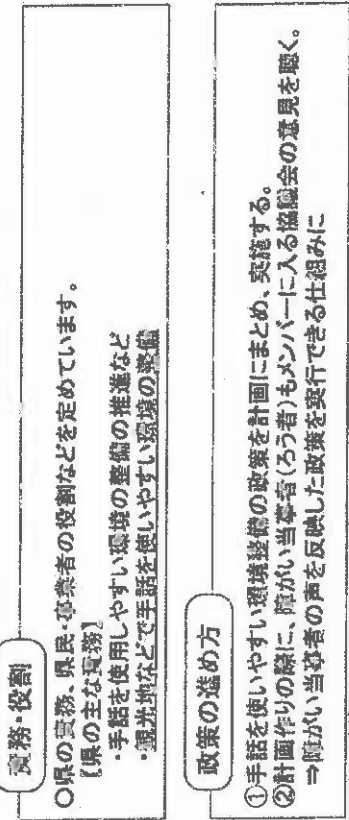
【手話とは】

①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が大切に受け継いできたものである

②ろう者がコミュニケーションを図る手段として必要な位置である

1. はじめに (三重県手話言語条例とは?)

◎三重県議会で作った三重県手話言語条例の中身



2. 条例制定の経緯 (条例検討の提案)

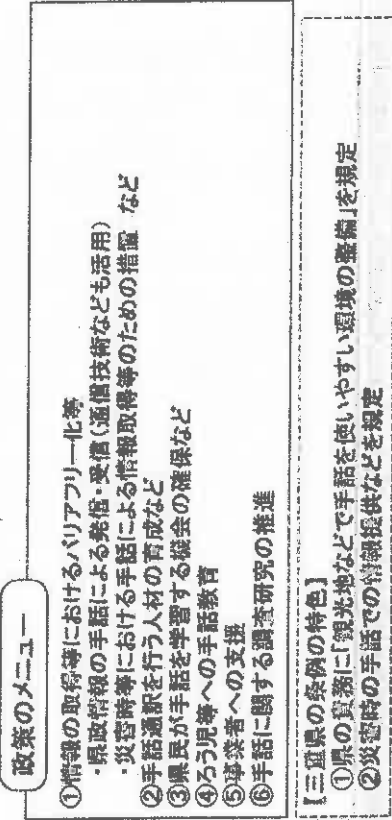
◎代表者会議 (H27.9.1開催)での提案
三重県議会において、「手話言語条例」の制定を
議会で行ってはどうかとの提案がなされた。

⇒協議の結果、条例検討会を設置することで合意

【代表者会議】
議長、副議長、会派の代表者などが、協議または調整を行
うため開催する会議

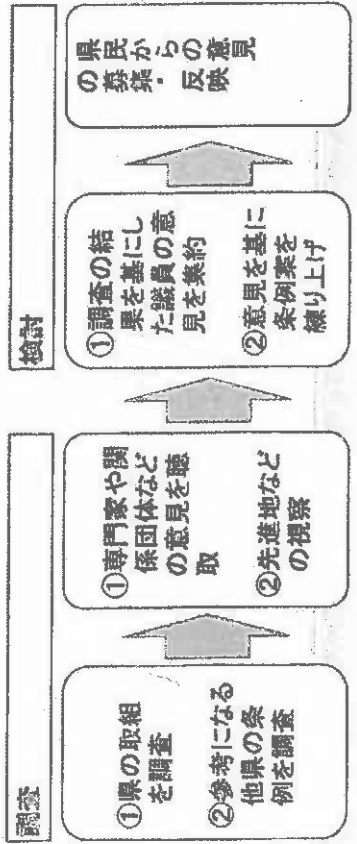
1. はじめに (三重県手話言語条例とは?)

◎三重県議会で作った三重県手話言語条例の中身



3. 条例検討会の全体の流れ

◎条例検討会は、次のようなプロセス(流れ)で条
例案を作っていました



4. 条例制定に向けた調査 (県の施策の現状の確認)

◎第2回条例検討会（平成27年11月27日）
執行部（健康福祉部・教育委員会）からの現状の
説明聴取・他県の手話言語条例の調査

部局	聴取した内容
健康福祉部	○聴覚障がい者に対する県の施策について 1 県内の聴覚障がい者等の概況 2 聴覚障がい者に対する県の施策 など
教育委員会	○県学校における手話を活用した教育活動について 1 手話活用の状況 2 手話習得に係る教職員の研修 など

4. 条例制定に向けた調査 (他県の手話言語条例の調査)

◎3県（鳥取県・神奈川県・群馬県）の条例の特色

○鳥取県	①計画を作ることと「手話施策推進協議会」の設置を規定 ②手話の普及のための施策を多く規定
○神奈川県	①「ろう者」と「手話の普及」を定義して明確化 ②基本的施策は定めず、計画の策定のみを規定
○群馬県	①障がい当事者の思いを前文に反映 ②「ろう教育」における手話獲得の機会の確保を要望する意見を踏まえ、 学校での手話教育を手厚く規定

4. 条例制定に向けた調査 (他県の手話言語条例の調査)

◎第2回条例検討会（平成27年11月27日）
執行部（健康福祉部・教育委員会）からの現状の
説明聴取・他県の手話言語条例の調査

【調査した内容】

- 鳥取県、神奈川県、群馬県の手話言語条例の制定経緯
- 手話言語条例の構成の比較、条文の特色
- 手話言語条例で規定された条文の比較検討など

4. 条例制定に向けた調査 (有識者からの意見聴取①)

◎第3回条例検討会（平成27年12月16日）
大杉 豊（おおすぎ ゆたか）教授（筑波技術大
学）を招き、意見を聴取

【ご指摘いただいた主な事項】

- 手話言語条例には2つの意義がある
①手話を「言語」として認知する
②ろう者の社会参加、共生社会の実現に寄与する
- 手話言語条例は、5つの権利（「手話を獲得する権利」、「手話で学ぶ権利」、「手話を学ぶ権利」、「手話を使う権利」、「手話を支える権利」）を保障するものに

4. 条例制定に向けた調査 (県外調査の実施)

◎県外調査の実施
(平成28年1月20日～22日)
鳥取県、神奈川県、群馬県)と全日本ろうあ連盟での調査を実施



全日本ろうあ連盟での調査

【3県での調査】

- ①手話言語条例に基づく取組の状況などを調査
- ②条例の制定に携わった金澤 貴之(かなざわ たかゆき)教授(群馬大学)からの意見を聴取(群馬県)

【全日本ろうあ連盟での調査】

- ・久松 三二(ひさまつ みつじ)事務局長からの意見聴取と手話言語条例などについての意見交換を実施

4. 条例制定に向けた調査 (有識者からの意見聴取②)

◎第5回条例検討会(平成28年2月10日)
斉藤りえ(さいとう りえ)議員(東京都北区議会)を招き、意見を聴取

【ご指摘いただいた主な事項】

- 聴覚障がい者は、電話ができない、災害時の緊急アナウンスが聞こえないなど、日常生活で困ることがある。選挙では、チラシの配布ができずに困るという体験をした。
⇒手話はもちろんのこと、情報の保障を幅広く行うことが大切
- 手話言語条例についても、障がい者が「生活しやすい」ではなく、「活躍できる」環境を作ることが目指されるべき

4. 条例制定に向けた調査 (県内調査の実施)

◎県内調査の実施(平成28年2月16日)
三重県立聾学校における教育の状況などを調査



三重県立聾学校



授業風景の観察

【聾学校での調査】

- ①聾学校での教育の概要について説明を聴取
- ②授業風景を観察(授業で手話が活用されている様子など)
- ③聾学校の校長、PTA会長との意見交換を実施

4. 条例制定に向けた調査 (関係団体からの意見聴取)

◎第6回条例検討会(平成28年2月16日)
三重県聴覚障害者協会と三重県手話通訳問題研究会の関係者を招き、意見を聴取

【ご指摘いただいた主な事項】

- 手話言語条例は、単にコミュニケーションを保障するものではない。日常生活の環境の向上、手話通訳者の身分保障などの基盤を作るためになるものである。また、手話が「言語」であるということを明記してほしい。
- 手話通訳者が高齢化しており、人材養成が大きな課題である。
- 災害時の聴覚障がい者の死亡率が高く、災害情報の発信に大きな課題があるので、条例などでの対応を求める。

5. 条例案の検討作業 (委員意見の整理など)

- ◎第7回条例検討会（平成28年2月26日）
条例に盛り込むことについて、検討会委員の意見を整理
- ◎第8回条例検討会（平成28年3月11日）
委員から出された意見を基に、論点を整理
- ◎第9回条例検討会（平成28年3月22日）
論点整理を踏まえて、条例の正副座長案を提示



7. 条例案の検討 (パブリックコメント等意見)

- ◎第11回条例検討会（平成28年5月24日）
パブリックコメント等で寄せられた意見を検討



条例案への意見の反映



検討会による条例案の確定

6. パブリックコメント等の実施

- ◎パブリックコメント（意見募集）
手話言語条例案について、県民の皆さんからの意見を募集
- ◎関係団体への意見照会
手話言語条例案について、市町、障がい者関係団体、教育関係団体、事業者団体などに意見を照会

※実施期間（平成28年4月13日～5月12日）

○寄せられたご意見

個人	団体	合計
140件 (24人)	96件 (13団体)	236件

8. 条例案の仕上げ (条例案の確定・提出)

- ◎第12回条例検討会（平成28年6月3日）
全員協議会で説明した条例案について協議
⇒条例検討会の最終案とすることです承



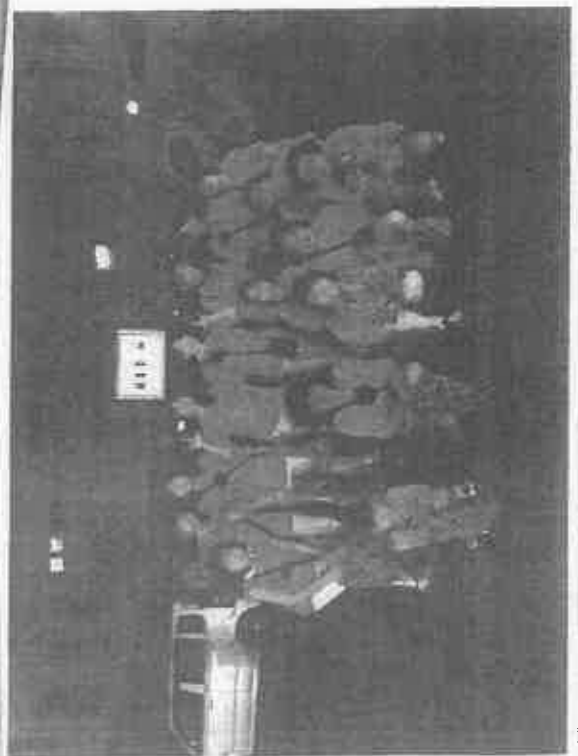
条例検討会委員が提出者として署名を行い、議案提出（平成28年6月3日）

9. 条例案の審議 (委員会への付託など)

- ◎議案提出後のスケジュール
- 平成28年6月8日 本会議に上程・健康福祉
病院常任委員会に付託
- 平成28年6月20日 健康福祉病院常任委員会で
審査・採決(全会一致)
- 平成28年6月30日 本会議で採決(全会一致)



三重県手話言語条例が成立!
(平成29年4月1日施行)



ありがとうございました



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	3								
支出年月日	平成 30年 4月 18日								
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費								
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご利用明細 <small>本日はご利用いただきありがとうございます。 ご利用明細をご覧のうえ、お持ち帰りください。 当店の店頭にもお返ししてごらんください。</small></p> <p style="text-align: right;">SMBC</p> <p style="text-align: center;">☆☆お振込☆☆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥15,400</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥108</td> </tr> </table> <p>お受取人は XXXXXXXXXX</p> <p>普通 # XXXXXXXXXX (トクヒ) リ 様</p> <p>お振込人は ナカツマ カオリ 様</p> <p>お取扱日 30. 4. 18 電信振込 (振込予約 30. 4. 19)</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 年 月 日 時刻 XXXXXX 30. 4. 18 17:10 </td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 印紙税申告済 印紙つき 業務費承認済 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> 三井住友銀行 </td> </tr> </table> </div>		お振込金額	¥15,400	振込手数料	¥108	年 月 日 時刻 XXXXXX 30. 4. 18 17:10	印紙税申告済 印紙つき 業務費承認済	三井住友銀行	
お振込金額	¥15,400								
振込手数料	¥108								
年 月 日 時刻 XXXXXX 30. 4. 18 17:10	印紙税申告済 印紙つき 業務費承認済								
三井住友銀行									
支出内容 (按分の計算方法)	$15400 \times 70\% = 10780$ 円 + 108 (振込手数料) 合計 10888円								
その他	広報紙作業代								

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

芦屋市議会議員 無所属 3期目

中島かおり

2.3月議会 市政報告

清く、正しく、たくましく!
"実現する"
元タカラジェンヌ!

- 戸屋市議会 TEL.0797-38-2001
- 事務所 TEL&FAX(0797)55-8108
- ホームページ http://nakajima-kaori.net/
- E-mail nakajima-kaori@kcc.zaq.ne.jp

もうろうをいきる

全国各地に暮らす盲ろう者の日常や思いを撮影している『もうろうをいきる』という映画を見ました。『生きる喜びや悲しみ、人生の色かさという命題を私たちがいま一度考えるべき時がきていると強く感じている』という監督による映画です。

願わくば、この映画を通して新しい世界を共に発見することができたならば、これほど嬉しいことはない。という監督の思いを共有できたかどうかは不明ですが、少なくとも「生きる」ということについて改めて深く考え直させられました。

盲ろう者とは 目が見えなくて耳が聞こえない人のことです。盲ろうの定義も障害の状態や時期によって異なります。

1.全盲ろう 2.弱視ろう 3.盲聴 4.弱聴 5.聴覚 6.の4タイプがあります。また、障害の発生の頃などによって先天性の盲ろう者「盲ベース」の盲ろう者「ろうベース」の盲ろう者「健常者」から視覚と

聴覚に障害を生じた方に類別がなされています。

コミュニケーションの方法ですが手書き文字、音声、筆談、手話、点字、指文字、パソコンなどがあります。

光と音のない世界。他の身体障がい者に比べ、重複障が

いのため、生活サポートや教育の面で課題が多いといわれています。

指先の宇宙

福島智さんの詩です。どのように感じられるでしょうか。言葉は生きる力なのですね。

ほくが光と音を失ったとき
そこには言葉がなかった
そして世界がなかった

ほくは闇と静寂の中でただ一人
言葉をなくして睡っていた

ほくの指にさみの指が触れたとき
そこに言葉が生まれた
言葉は光を放ちメロディーを呼び戻した

ほくが指先を通してきくと
コミュニケーションするとき
そこに新たな宇宙が生まれ
ほくは再び世界を発見した

コミュニケーションはほくの命
ほくの命はいつも言葉とともにある
指先の宇宙で紡ぎ出された言葉とともに

福島 智さん
3才で右目、9才で左目を失明、18才で失明し、全盲ろうとなりました。東京国立大学に合格、盲ろう者として初の大学進学。金沢大学教授などを経て2008年より東京大学教授。盲ろう者として初の大学教授は世界初といわれています。

KAORI'S DIARY

- 2月
- 1日 「女性活躍」セミナー (エルおおさか)
- 3日 例会 新年会
- 4日 市民オペラ 打ち合わせ
- 5日 本会議 民生文教常任委員会
- 6日 ごみ問題学習会 戸屋防災士の会
- 8日 例会 防犯連絡協議会 お餅つき
- 9日 民生文教常任委員会 懇情
- 12日 意見交換会
- 11日 自治会
- 12日 献旗有志会合同献旗祭
- 13日 本会議 提案説明会 全体協議会
- 14日 平和ポスター展(市役所)設置 例会訪問
- 15日 文化を学ぶ会
- 16日 研修
- 17日 研修 防災訓練のためのテント設置
- 18日 防災訓練防災士ブース
- 19日 全体協議会 勉強会(シアカデミー) 例会
- 20日 本会議 チャリティーバザー 美術鑑賞
- 21日 建設公営企業常任委員会
- 22日 民生文教常任委員会 戸屋市道形披露展
- 25日 勉強会他
- 26日 戸屋の歴史勉強会(学委員より) ふれあい展設置
- 28日 当番 平和ポスター設置
- 26日 道形披露展
- 26日 道形披露展
- ふれあい展設置 (出席)

- 3月
- 1日 中島かおりミニ写真展開催
- 2日 提案説明会 議会運営委員会 代表者会誌
- 3日 卒業式
- 5日 本会議
- 6日 本会議 予算特別委員会
- 7日 建設公営企業常任委員会・分科会
- 8日 民生文教常任委員会
- 9日 総務常任委員会 聴覚犬レオン引渡セレモニー
- 10日 打ち合わせ YOふれあいの集い 女子会
- 11日 ウィザスあしやフェスタ (DV被害者支援バザーお手伝い) 学童保育保護者連絡会緊急集会
- 12日 民生文教分科会
- 13日 建設分科会
- 14日 民生文教分科会
- 15日 保育所修了式 病院 勉強会(大原集会所)
- 16日 幼稚園卒園式 特別演奏会司会
- 17日 地区防災計画セミナー 防災士会
- 18日 こども園竣工式 地方財政研修会
- 19日 予算特別委員会
- 20日 小学校卒業式 例会 レセプション
- 21日 高浜分館竣工式 箱道フェスティバル
- 22日 総務常任委員会
- 23日 本会議
- 24日 防災訓練等(防災士)研修
- 25日 研修
- 26日 コンサート(ルナ・ホール)
- 27日 視察(宇部市)
- 28日 視察(廿日市市)保育所見学
- 29日 ミニ勉強会
- 30日 チャリティーバザー
- 31日 役員会
- 保育所修了式
- 幼稚園卒園式

1. 17犠牲者追悼、東北・九州復興支援
「特別演奏会」の
司会をさせて頂きました。

災害対応活動でも連携し、日本の平和や安全、安心を守って頂いている、自衛隊、警察、消防の3つの音楽隊による演奏会でした。

3隊合同演奏による、東日本大震災復興プロジェクトのテーマソング「花は咲く」や交響曲「新世界より」は迫力があり、大いに感動しました。

演奏会の翌日、戸屋市役所で開かれた防災のシンポジウムで「昨日見ましたよ」司会、よかったですよとお声をかけて頂き、嬉しかったです。

このような素晴らしい演奏会の司会という大役を与えて頂いた関係者の皆様に感謝するとともに、改めて話し方や伝え方など大変勉強になりました。様々なご縁にも幸せを感じます。 3-2

中島かおりです

【認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業】

新しい事業が始まっています！
認知症により迷ってしまうなどして行方不明となった場合、警察や高齢者生活支援センターと情報共有を行ない、市内の高齢者生活支援センターや介護保険事業所などの見守り・SOSネットワーク協力員にメールを配信し、早期に見てくれるよう取り組むものです。本人又は家族により登録が可能です。

申請場所 戸屋市高齢介課課、高齢者生活支援センター
必要書類 申請書 写真等

認知症高齢者の方の見守りは、広い範囲で対策が必要となりますね。

【老人福祉を推進する事業】

高齢者福祉相談支援事業 607万7千円
生きがい・社会活動促進事業 1億354万5千円（高齢者バス運賃助成事業費889万4千円含む）など。



【高齢者社会参加促進事業 YOふれあいの集い】

3月10日に参加させて頂きました。えんや〜とつ〜高太郎節(さいたらぶし)の掛け声です！

最後は全員合唱「どこかで春が」「花」と春を感じながら一体となって歌うことができて楽しい時間を過ごさせて頂きました！

【若くから無煙化工事】

平成31年度末には事業完了予定で、平成32年1月に桜を植樹する予定とのこと。2年後の春には、新しい桜を見ることが出来ますね！

電線共同溝による無煙化を進めており、「戸屋市無煙化推進計画」を策定しようとしています。この計画を策定する「無煙化推進計画策定委員会」委員は全員男性です。半分まではなくても、せめて何人かは女性委員を入れてほしいものです。

【地方創生 エリアブランディング】

「女性活躍」については、平成27年に最初に一般質問で取り上げ、「女性の職業生活活躍に関する計画」の策定だけにとどまらず「まち・ひと・しごと創生事業費」地方創生の関係で、戸屋市において予算を組み「女性がかがやくまち戸屋」という事業を展開頂いており、期待をしております。戸屋リズムも開始されます！



「第4次ウィズプラン・戸屋市男女共同参画行動計画」「第2次戸屋市 DV対策基本計画（戸屋市関係者等からの暴力対策基本計画）等が、いよいよ始動する平成30年度です。私自身のこれまでの取り組みを踏まえ「ようやくここまで来た」という感慨深い思いがあります。

私は平成22年（2010年）に指導的地位に占める女性の割合を30%へという（いわゆる202030）本市における取り組みについて一般質問で取り上げ、



【茶屋集会所整備工事費】

秋頃から工事に入る予定です。利用者の声を十分取り入れながら丁寧に工事を進めてほしいものです。

公共施設の適正化については、約5年前に各公共施設の保全計画が示されており、その計画によると、例えば精道保育所は平成44年に建て替え検討となっています。変更があるものは更新し公表していくべきであり、公共施設等総合管理計画とも整合性を持たせ、きっちり「見える化」して示していくべきであると考えます。



【女性がかがやくまちあしや 男女共同参画推進に要する経費】

「本市の女性管理職の数値目標につきましては10年後の職員年齢構成及び男女構成割合に大きく左右されますし、管理職員には性別にかかわらず、能力、意欲、適正等を兼ね備えた者を任命すべきと考えておりますので、30%の数値目標を達成することは難しいと考えております。」つまり約8年前は難しいという答弁でした。10年後のことなのに、何故難しいと言い切るのかと当時驚きと共に落胆し、行政の壁を強く感じたことの経験の一つとして記憶に残り続けています。

そこから、ひとまず数値目標を計画に明記することを優先し、女性職員は係長、主査級以上とし、課長級の数値目標が明記されるのに、そこから約8年が経ちました。30%以下ですが今計画に課長級の数値目標も明記されています。計画はフォローや推進体制の強化が重要であり、女性活躍については「事業所等

への働きかけ」の施策もあることから、認定マークを市が事業者として率先して取り組むことを求めました。

ウィズプランあしやについては、今年度中には現在工事中の分庁舎への移転が予定されています。係長級の職員の配置、相談業務のあり方、相談室の工夫、引越しの際に個人情報等の漏えいがないように等すまでに指摘、要望してきました。この30年度予算のなかで執行されていくことでしょ。関係者協力相談支援センターの拡充についても期待しています。

旧宮塚町住宅の活用にあたっては、近隣を含めて駐車、駐輪問題に取り組むを求めるとともに、広く広く、多くの市民の方が参画してともに楽しむことができよう要望しました。建物の景観・重要構造物の指定等についても期待しています。

【消防団】 中島かおりの提案で消防団に3名入団

1年前に消防団の増員についての提案をする中で、平成14年、平成19年、平成22年に総務省からの「自治体職員への呼びかけ」の関係通知などを紹介。当時戸屋市は何も働きかけをしていなかったようですが、昨年戸屋市において隣県への消防団入団の呼びかけが実施され、その結果、3名もの心ある職員さんが入団されたとのこと。結果がでてよかったです。常に呼びかけていくという姿勢は大事ですね。継続して毎年、新人職員に呼びかけることを更に提案しました。

【消防救急デジタル無線の選考について】

この問題については1年前の予算議会において指摘し、不十分であった契約のあり方については改善されています。他自治体では住民監査請求の動きも聞こえてくることや、1年前には損害賠償請求等も検討するとの答弁があったことから進捗状況を質しました。補助金の返還なども必要なはずですが、金額の確定が難しく戸屋市におけるこの談合問題の決着はもう少し先になるようです。

【戸屋市環境「合葬式墓地」について】

納骨施設のニーズの高まりにより、合葬式墓地（4500人分）の建設が予定されています。30年度は実施設計、31年度32年度に工事、33年度に開設の予定です。

【生活支援委員の配置】

各中学校に1名ずつ、合計3名配置されます。現在顧問の先生方はおられませんが、支援員は指導や引率などにあたります。

【国庫補助金交付金】 193万1千円

市立小中学校で遠距離通学となる児童生徒に対し、通学費の一部を助成するものです。議会としても要望していました。

【中学校給食】

30年度中に山手中学校で給食が開始されます。

【図書館本館大規模改修工事 国庫補助金】 5億1009万1千円

図書館についてはこれまで、開館時間の見直し、返却ポスト、公共図書館としてのあり方など折にふれて取り上げてきました。時間の延長はすぐには難しいようですが皆さまからの要望が行政を動かしますので是非、お声を届けてください。

【地域まなびの場 資材費】 440万円

生活困窮者自立支援制度としての子どもの学習支援事業については、これまで一般質問等で取り上げてきました。「子どもの未来を応援する首長連合（平成28年6月8日発足）」についても触れ、統合的な子供の貧困対策の推進、子どもの学習支援、居場所づくり活動に戸屋市としての取り組みを求めてきました。戸屋市の中でこの施策が進んだことを評価します。そして子どもにとって安心できる居場所づくりがどのようなものになるのか、しっかり見ていきたいと思えます。

Table with financial data for fiscal year 30. Columns include category, amount, and percentage change. Total budget is 636,708,478,000 yen.

Table listing various projects and their budgets, such as 'Project for utilizing power resources (60,417,600 yen)' and 'Municipal library building renovation (5,100,911,000 yen)'.

- 1日 議案説明会、全体協議会
7日 議会運営委員会
8日 本会議
11日 建設公営企業常任委員会
12日 民生文教常任委員会
13日 総務常任委員会
18日 議会運営委員会
19日 本会議
20日 本会議
21日 本会議
28日 議会運営委員会
29日 本会議

編集後記

予算議会を終え、平成29年度を必死で何とか無事に乗り越えることができました。この季節、今年は特に春の足音が大きかったように感じます。皆さま、体感管理にはくれぐれもお気を付け下さい！中島かおりは、市民の皆さまが主役のまちづくりをこれからも心がけてまいります！

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	4
支出年月日	平成 30年 4月 18日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
支出内容 (按分の計算方法)	$35559 \times 70\% = 24891$ 円
その他	広報紙作業代

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

領 収 書

2018年 4月 18日

中 島 かおり 様

¥ 35,559

但 広報紙 作業代
上記正に領収いたしました

内 訳

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	5
支出年月日	平成 30年 4月 20 日
支出項目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>中島 2018年4月20日 かおり 様</p> <p style="text-align: center;">500円</p> <p style="text-align: center;">但 学習会参加費として</p> <p>上記正に領収しました。</p> <p style="text-align: right;">第107回近畿市民派議員学習交流会 担当者 兵庫県議 丸尾 敬</p> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	500円
その他	研修参加費

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。

兵庫県内における

公立夜間中学の現状と課題

～教育機会確保法施行を受けて～

2018. 4. 20

第107回近畿市民葉議員学習会・交流会 in 尼崎

公立夜間中学校の現状

入学条件 義務教育未修了者
入学希望既卒者(※)

中曽根首相国会答弁書⁽¹⁹⁸⁵⁾…約_____人

夜間中関係者調査 …約_____人

全国に_____校 (2017年8月現在)

兵庫県内には_____校 (神戸…____、尼崎…____)

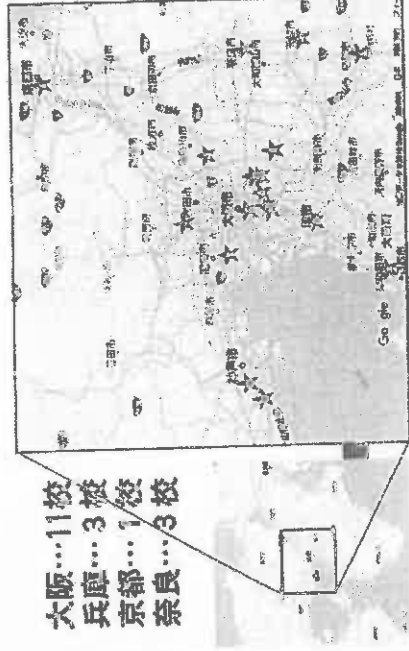
公立夜間中学校の場所



都道府県	校数	所在地
大阪府	11校	大阪府
兵庫県	3校	兵庫県
京都府	1校	京都府
奈良県	3校	奈良県

近畿の公立夜間中学校の場所

大阪…11校
兵庫…3校
京都…1校
奈良…3校



夜間中学校の生徒層

- ・【日本人】…戦後の混乱期の未就学・今後は既卒者層の予想?
- ・【在日朝鮮人】生活実態は、それぞれ異なる。
- ・【中国帰国者】
- ・【新渡日者】

しかし、抱えさせられている課題は共通

- ①識字・日本語の壁
- ②基礎学力の不足
- ③社会関係の希薄さ・孤立

公立夜間中学校動き出した法整備

- ・ **学校教育法施行令25条**
(特別区を含む) 町村教育委員会から都道府県教育委員会への届出事項
4 分校を設け、又は廃止しようとするとき
5 二部授業を行うとうとするとき
- ・ **学校教育法施行規則**
第7条「分校の設け方」についての認可
第9条「二部授業実施の届出手続」

申請または届け出書類と、
法令上は、**市町村教育委員会の裁量により、二部授業を**
実施するかどうかについて決定できる仕組みとなっている。

逆にいえば、**市町村には設置義務がない**ので、いくら義務教育未修了者がいたとしても、**容易には設置されない**。

公立夜間中学校 動き出した法整備

文部科学省 (2015)

義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について

(2015. 7. 30通知)

形式卒業者：入学希望既卒者

不登校 等で実質的に義務教育を受けることができず卒業した人たちにも門戸が開かれた。

公立夜間中学校 動き出した法整備

義務教育機会確保法

生涯教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
2016年12月16日 成立

★不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

公布日から2ヶ月後から施行

★夜間等において授業を行う学校における

就学の機会の提供等

公布日から施行

公立夜間中学校 動き出した法整備

義務教育機会確保法

夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等
第14条・第15条

第14条 (就学の機会の確保等)

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかつたものうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、

夜間 その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供

その他の必要な措置を講ずる ものとする。

公立夜間中学校 動き出した法整備

義務教育機会確保法

夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等
第14条・第15条

第15条 (就学等)

都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の

協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための

協議会を組織することができる。

公立夜間中学校の兵庫県内の課題①

入学要件にかかる課題

神戸市 北分校・西野分校
 …神戸市在住者のみ
 尼崎市 琴城分校
 …尼崎市在住・在勤者のみ

入学希望者は
 市内在住者のみ

大阪府は、府教委が以前より、各市町村と調整をはかり、希望する夜間中学に入学することができ、(大阪府の広域に夜間中学の入学案内が掲載される。)



公立夜間中学校の兵庫県内の課題②

在籍年数にかかる課題

夜間中学は中学校の2部授業なので、

修業年限は基本3年間

神戸市 北分校・西野分校
 …3年で卒業
 尼崎市 琴城分校
 …柔軟に対応

…とはいえず

就学援助に類する
 経済的支援



公立夜間中学校の兵庫県内の課題③

夜間中学の就学援助は…

「経済的理由によって、就学困難と認められる
 学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、
 市町村は必要な援助を与えなければならない。」
 (学校教育法 第19条)

(神戸市…支給(3年間) 尼崎市…不支給)

西宮・伊丹・宝塚・川西…3年間のみ就学助成制度あり

…
 市法において

野城分校生徒会が各市教委に申し入れを実施した成果

大阪府は、府教委が以前より、各市町村と調整をはかり、希望する夜間中学に就学することができ、

就学援助費は、居住市が負担する。

公立夜間中学校の兵庫県内の課題④

入学時期と子ども多文化共生サポーターに係る課題にかかわる課題

神戸市 北分校・西野分校
 …1学期末まで入学可能
 尼崎市 琴城分校

…4月・5月のみ入学可能

子ども多文化共生サポーター…(県費負担)

…入園1年以内 (それ以降は市費負担)

入学～18週間目 4時間/回 週3日 緊急派遣
 19週間目～1年 4時間/回 週1日 初期派遣

夜間中の知名度の低さ
 →学校にたどり着くまでの時間は…

全国各市区町村別の義務教育未就学者数

市区町村	未就学者数	未就学者数	未就学者数
【兵庫県】	6,371	65	23
神戸市	1,221	90	30
神戸市 東灘区	71	283	25
神戸市 西灘区	88	45	19
神戸市 長田区	91	62	25
神戸市 長田区	121	141	22
神戸市 須磨区	153	115	59
神戸市 灘区	149	72	24
神戸市 北区	178	63	9
神戸市 中央区	56	72	36
神戸市 東灘区	263	175	3
姫路市	3,200	38	5
三田市	478	11	28
明石市	81		
高砂市	85		
加東市	57		
伊丹市	231		

未就学者
未修了者

西播地域にも、夜間中学を

「文部科学省、夜間中学の設置（事業）に向けて」（手引）（改訂版）に記載されている「加古川市の『未就学者数』（平成22年度統計表）」では、

姫路市に 人、加古川市に 人 という数字。

姫路市を合わせると、1000人近くの未就学者が存在することになる

未就学者<未修了者のため、夜間中学の対象者はかなりの数にのぼると予想される

※ 姫路市には2500人を越えるベトナム国籍の人が居住しており、
夜間中学未修了者も一定数含まれている。
（その中には学年齢以下の子どもも含まれているため、全員が夜間中学対象者ではない）

※入学希望既卒者の数を入れると、夜間中学対象者の人数は…

設置場所は、交通の便がよいところへの設置がととなる。

生徒募集活動の一コマ



夜間中学の知名度の低さ

公立夜間中学校の兵庫県内の動き①

中学夜間学級の充実・改善のための意見交換会
兵庫県教育委員会義務教育課 主催
(2017. 11. 7)

- ※ 設置市 (神戸、尼崎)
- ※ 琴城生徒の居住市 (西宮、芦屋、伊丹、宝塚、篠山)
- ※ 住民から問い合わせのあった市 (明石・姫路)
- ※ 神戸 2 校の各教頭・琴城の校長・〇〇(オプザーバー参加)

教育行政を更なる積極姿勢に転換させるために…

学ぶということ

「非識字者」を生み出してきた背景

学びの場の中で…

- ・読み書き能力
- ・自らの社会的立場の自覚
- ・自らを尊敬できる存在として自覚

…文字を学ぶだけでなく、

人生を切り拓く学びの場

…社会への参加と人権の確立

公立夜間中学校の兵庫県内の動き

中学夜間学級の充実・改善のための意見交換会
兵庫県教育委員会義務教育課 主催
(2017. 11. 7)

- ※ 設置市 (神戸、尼崎)
- ※ 琴城生徒の居住市 (西宮、芦屋、伊丹、宝塚、篠山)
- ※ 住民から問い合わせのあった市 (明石、姫路)
- (オプザーバー参加)

※ 神戸 2 校の各教頭、琴城の校長・教員代表

2013年度版

兵庫県小学校人権教育資料

「ほほえみ」

「学ぶということ」
夜間中学校と

小学校の交流



ありがとうございました。

個人情報は秘密厳守ですが、



夜間中学校のことは
発信してください。
お願い致します。

何かございましたら
ご連絡願います。

成良中学校琴城分校
桜井克典



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	6
支出年月日	平成 30年 4月 30日
支出項目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p>領 収 証</p> <p>中島 かおり 様 2018年 4月 30日</p> <p>¥ 30,000</p> <p>HP管理更新料として 上記正に領収いたしました</p> <p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	30000×70%=21000円
その他	ホームページ管理更新料 (但し、ブログに関してはこの費用に含まれず別途かかっていますが計上していません)

- * まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 領収書等のサイズが大きい場合は、裏面に貼付してください。